

●司法書士制度の発展を目指して！●

飛翔 F A X 版

2008/05/30発行

No. 56

発行：日本司法書士政治連盟

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3

発行人：田嶋 規由 編集人：手塚 孝一郎

TEL03-3359-0498 FAX03-5366-5310

ホームページアドレス：<http://www.ns-seiren.net/>

メールアドレス：[office@ns-seiren.net](mailto:office@ns-seiren.net)

### 第38回定時大会開催



平成20年4月19日（土）東京四ッ谷 司法書士会館地下一階（日司連ホール）において第38回定時大会が開催された。

□ 当日の来賓出席者一覧

司法書士制度推進議員連盟会長	堀内光雄（ほりうち みつお）様
司法書士制度推進議員連盟副会長	太田昭宏（おおた あきひろ）様
司法書士制度推進議員連盟事務局長	上川陽子（かみかわ ようこ）様
日本司法書士会連合会副会長	山口達夫（やまぐち たつお）様
日本司法書士会連合会専務理事	酒井寿夫（さかい ひさお）様
社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事長	芳賀 裕（はが ゆう）様
全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長	平野 政則（ひらの まさのり）様
全国青年司法書士協議会副会長	芝 知美（しば ともみ）様
全国司法書士女性会理事	大竹由美子（おおたけ ゆみこ）様
司法書士制度推進議員連盟会長代行太田誠一様秘書	中里 浩 様

午前10時、司会の太田悦子副幹事長、三好千江子副会長から、この一年間に亡くなられた、会員148名が報告され、冥福を祈り黙祷をささげた。

片柳洋副会長は、開会の辞において「さらなる躍進一大志・貫徹・開花」と題して第38回定時大会を開催する、平成20年度の司法書士政治連盟の役割をいかにするか大いに議論願う。新たに参加された構成員にも是非発言を願ひ大会を大いに盛り上げてもらいたいと力強く宣言した。



続いて、本大会が就任後三回目となる**田嶋規由**会長は次のとおり挨拶をした。〔要旨〕

構成員の皆様には、早朝からのご参集感謝申し上げます。

議連から会長の堀内先生、副会長の太田先生、事務局長の上川先生のご出席をいただき本大会を盛り上げていただき感謝申し上げます。

連合会からは、山口副会長、酒井専務、友好団体からも多数のご出席をいただきお礼申し上げます。

38回大会を初めて日司連ホールで開催した。これは大会開催について今後の試金石にな

るのではないかと思う。

この八年間政連は、制度改革、規制改革の時代に真正面から向かい合いながら、身近な司法制度の担い手としての制度基盤の確立に必死になって取り組んできたことがここにきて大きな成果を生んだと自負している。商業登記開放問題が昨年決着をみたこともその一つの現れである。

我々司法書士の責任と権限の強化に基づくオンライン推進にあっては、検討事項・見直しにつき、政連が主張し続けてきた点が幾つか解決し大きな前進となった。この成果は我々が常に国民の視点に立って要望し且つ組織が乱れず一体となつての結果である。

我々に大きな力を与えられたのは、議連の先生方のご理解と力強いご支援の賜であり、本日も出席の先生方のご尽力に感謝申し上げます。

規制改革関係の課題に一応の收拾が打たれた。これから我々の運動は、守勢から攻勢へと姿勢を変え制度改革に取り組む時代に入ったと思っている。今大会要領の一番目の運動方針に司法書士法改正を視野に「制約なき法律相談権の確立」を掲げた、これは従来政治主導の改革だけでは実現は難しい、もう一度司法制度改革の理念、国民のための法的サービスの充実の観点から、弁護士と共同して担っていくことを強く訴えながら、全国各地で足腰の強い運動を展開していく必要がある。本日参集の代議員各位には先導の役割を担っていただきたい。

第38回定時大会が衆議を多いに重ね大会要領にそつた確かな実践を目指して総意・総力を持って取り組んでいくことを切望して挨拶とする。

続いて、司会者より前記のご来賓の方々を紹介が行われ、ご来賓を代表して、議員連盟会長堀内光雄先生、同副会長太田昭宏先生、同事務局長上川陽子先生の3名の方々より祝辞を頂戴した。

## ■司法書士制度推進議員連盟会長 堀内光雄先生〔要旨〕

ご紹介いただきました堀内光雄でございます。司法書士制度推進議員連盟の会長を仰せつかっております。第38回大会に全国から幹部の皆様方がお集まりになり、盛大に開催され心からお祝い申し上げます。司法書士会館にお招きをいただき間近に皆様方に親しくお目にかかることができ光栄に存じます。

田嶋会長をはじめ幹部の皆様方には、各地に於きまして議連所属の議員に対していろいろご支援ご協力を願っておりお礼申し上げますとともに今後とも宜しくお願い申し上げます。

今、我が国は高度情報化社会の進展、一方では社会全般にわたる構造改革が進められ大変大きな転換期になっている。このなかにあつて司法書士の皆様方の業務にも大変大きな変化にみまわれている。登記制度にあつては、新不動産登記法が施行されオンラインとなっている。いろいろ問題点がでてきた。一方会社法が施行され一変するような改革であった。変革・改革を前にしながらも、皆様方の大変なご協力・ご努力により制度が社会の中に順調に定着、染みこんでいることは慶賀にたえない。ひとえに司法書士の先生方の各地におけるご努力、ご協力が成果をもたらしたものと心から敬意を表す。法テラス、ADRの分野でも皆様方におおいにご活躍いただきたい。皆様の対象となる業務では、舞台がどんどん広がっている。一番国民に間近な、身近な法律の専門職として、真摯に活躍されているが、更にお願ひし、期待するものは、大変大きなものがある。

議員連盟も田嶋会長としっかり連携を保ちながら進んでまいりたい。

国民に間近な法律専門家としての活躍を願うものである。

制度の発展と皆様方のご健勝を願ひ挨拶とする。



■ 司法書士制度推進議員連盟副会長 公明党代表 太田昭宏先生〔要旨〕

第38回の定時大会が盛大に開催されること心からお慶び申し上げます。また強風の中全国からお集まりの幹部の皆様方には、公明党が日頃からお世話になり、地方議会を含めて連携、選挙においてもご尽力いただき感謝申し上げます。

小泉首相時代に、総理に申し上げたことは、「構造改革というがこれを政治がやる前に日本の社会が先に構造変化をしてしまっている。構造の変化にどのように機敏に対応し、そして結果を出すかが政治の役割ではないか」と。

今、まさに日本はグローバリゼーションという構造変化、情報化社会の中にあり、また地球環境問題、安全保障の見直し、あるいはサミットで世界の意志が結集されるか、大きな構造変化にさらされている。

国内は少子高齢化という構造変化にどう対処するか、モンスターペアレント、クレーマーといわれるクレーム社会の中で、「和を持って尊しとする」安定した社会の実現、競争の裏にある社会の大きな変化にどのようにマネジメントしていくか課題が課せられている。



ねじれ国会では、登録免許税がどうなるのか一ヶ月も前から皆様方から対応を迫られた。街の最も身近な法律家としての司法書士の先生方にご尽力いただかなければ、これからの日本の社会は舵取りができないという思いを深くするものである。

少子高齢化社会における成年後見制度、今国会で成立させなければならない割賦販売法改正による悪徳商法の根絶等、各般にわたり皆様方の現場におけるご尽力が必要である。登記オンラインシステムが十分機能しないことに対しては、私たちが見直し、確認をしていくことが大きな課題である。ADRも極めて重要課題である。司法書士の先生方に更にご尽力願ひ、我々もしっかり相協力してまいりたい。



■ 司法書士制度推進議員連盟 事務局長

内閣府特命担当大臣、少子化対策・男女共同参画・公文書管理 上川陽子先生〔要旨〕  
第38回大会が、全国から先生方お集まりになり盛大に開催されること、このすばらしい会館での初めての大会お祝い申し上げます。

私は静岡一区であります、平成12年の初当選から司法制度改革の大きな嵐の中に身を置いてきた。

当時の議論は、国民に身近な司法の実現、これからの時代は事前規制型から事後救済型の社会になる。いままでつくられた制度そのものを基本から見直し新しい時代に相応しいやり方に改革をしなければならないとした、大きな問題意識を共有しながら、ロースクール、法テラス、裁判員制度等に取り組んだ。

司法書士がこれまで積み上げてきた百年以上続く制度も見直していく。このことに対しても皆様方の声・意見は大きな力と意味があった。

絶えずどの問題に対しても司法書士の意見を聞く、一緒に共に制度をつくっていく、守っていく、より良きものに更に努力をしていく、私は常に国民の目線で発言をしてきた。

制度が立ち上がったものの、現実には国民の立場に立っての見直し、改革も必要である、絶えず見直していく、トヨタのカンバン方式ではないがカイゼンをし続けることが国民の権利、利益の保護に資するものである。

よりよい制度にすべく議連の先生方と力を合わせ今後も取り組んで参りたい。

是非、率直な意見をそして、常に筋を通して進んできたこれまでの姿勢を変えることなく共にいい制度が出来るように、国民の目線で絶えず検証し直していく努力を謙虚に続けてまいりたい。

本大会が素晴らしい会になり、明日からの更なるスタートを祈念する。





来賓が退出された後、議長に京都会の古田義幸会員が指名され、議長は、「司法書士制度を担う政治連盟としての大きな役割について真剣な議論の手伝いをしたい」と就任の挨拶をした。副議長に広島会今田信明会員が選任され議事に移った。



## 経過報告

第1号議案 規約一部改正の件

第2号議案 平成19年度決算報告書承認の件

第3号議案 平成20年度運動方針・組織活動方針決定の件

第4号議案 平成20年度予算決定の件

第5号議案 日本司法書士政治連盟綱領改訂の件

第6号議案 大会宣言採択の件

## ■ 経過報告

安井副会長から以下の事項につき総括的になされた。

大会資料にあるとおり会長、幹事長以下役員は国会訪問、国会議員との打ち合わせ、他士業との協議等連日のように行動した。また単位政連においても地元議員との交流等日々の活動が難局を乗り越え、司法書士制度を支える成果が表れたものとして次の四点をあげた。

### 1. 商業・法人登記の他士業への開放問題について

2. 不動産登記オンライン制度の見直しについて
3. 登録免許税制問題について
4. 参議院議員選挙について

上記1については、平成16年の規制改革民間開放会議の開放要求に始まり、昨年の決着をみた経緯・細部につき宮前副会長からなされた〔以下要旨〕。

- 1 法務省は、主体的には守ってくれない、自分たち（司法書士）のことは、やはり自分たち（司法書士）で守るしかない。
- 2 日司連と日司政連は協働体制を維持していかなくてはならない。情報等の共有が不可欠である。
- 3 司法書士制度推進議員連盟の地方での活動をサポートしなくてはならない。単位政連が地元の先生方と積極的に交流すれば、それは全国的な成果に繋がる。

上記2については、三好副会長（神奈川政連会長）から横須賀、平塚両登記所に於ける半ライン試行なされる前の平成18年1月から始まったオンライン制度見直し、政省令改正を経て20年1月施行に至る経緯につき報告がなされた。

以上につき質疑応答の後承認。

■ 第1号議案につき、遠藤副幹事長から以下提案

国会対策委員会を廃止し、国会議員との迅速な対応、機動性を持たせるため、その人選を執行部に委ねることとしたい。職域対策委員会を司法制度委員会と名称変更し、弁護士増員の中で司法書士の将来を見据えた行動を展開する委員会としたい。

■ 第2号議案につき、山北副会長から決算書に基づき報告。

特に未納会費につき、総額と内訳が説明がなされた。

■ 第3号議案については、

- 第1. 制約なき法律相談権の確立へ向けた司法書士法改正の実現
- 第2. 運用可能な登記オンライン化にむけて
- 第3. 司法書士自治に基づいた懲戒制度の確立
- 第4. 「登録免許税制」から「登記手数料制」への抜本的見直しに向けて
- 第5. 司法制度改革への継続的取り組み
- 第6. 登記情報提供サービス法人の複数化と登記専門家の活用
- 第7. 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会への協力・支援
- 第8. (社)成年後見センター・リーガルサポートへの協力・支援
- 第9. 国民の意思に反する登記所の統廃合の反対
- 第10. さらなる組織活動の充実

以上につき、安井、三好、山北、片柳の各副会長、遠藤副幹事長、但木幹事長代理から提案説明がなされた。

昼食をはさみ、午後の審議の前に、日本司法書士会連合会佐藤純通会長より挨拶が行われた。



〔以下、挨拶要旨〕

連合会が内外に抱えている問題は多々あるが一番は最終年を迎えた司法制度改革である。日弁連はロースクール三千人体制に歯止めをかけようとする動きが非常に強まっており、先の日弁連会長選挙でもそれが表れ見直しをかけることになろう。

自民党司法制度調査会において、資格制度を見直す小委員会がスタートした。ロースクールの卒業生に隣接の資格付与することにつき検討するという、当然我々としては認められないが、税理士・弁理士等資格業種共通の問題である。

法務省からの、弁護士人口の増加のヒヤリングについては日司連としての意見を述べる。平成14年法改正後ここ四年間の簡裁は7倍、裁判外和解（多重債務）は20倍に増加した。司法制度改革の一環としての簡裁代理付与は数字の上からも成功例として明確であり、自信を持って、実数を持って我々が担っている役割を法務省、政治家に正当な評価を願いました主張するものである。

日本の法律家制度の中における司法書士の分業・分担役割の違いを明確に打ち出し、司法書士は生活紛争の予防、解決等法的に支援する法律家集団であり、弁護士と並んで社会的に有用、必要な制度である。

連合会は次期司法書士法改正に向け検討している項目に「職域の更なる充実・拡大」がある。職務の三大柱、中核としての登記部門・生活紛争における裁判部門・高齢化社会に向けた成年後見部門がある。

登記については法制度上何ら保証されていない。現実にはともかく弁護士は登記業務に参入して来なかったが法的には100%可能である。弁護士五万人体制のシュミレーションの中で司法書士の独自性・専門性を何処に見い出すか、即ち取引に於ける登記原因等の確認・認証、報告型の原因証明情報の作成権限等司法書士法上に明確に権能として確立したい。

簡裁代理についても上訴につき補佐人、付添人として法廷での助言、確定判決につき執行代理権の獲得等。

高齢化社会と団塊の世代の大量退職の先にある相続・遺言と共に、我々が団体として唯一全国統一的に取り組んでいる成年後見制度の活用。

身近な法律家としてこの分野における専門性を大いに発揮し次期法改正で確立したい。併せて司法書士の名称についても6割が、名称自体はいろいろ意見があるが、変更すべしとする状況にある。

連合会が対外に向かって行動するには、組織・機構が弱い、役員の犠牲の上に成り立っていると云っても過言ではない。最低でも五人の常勤体制、役員改選の後の速やかな体制づくり、選挙も含めて組織改革も急務である。

法改正にあっては、政治的な動きかけがなければ実現できない。国会議員の先生方の理解を得ることが何より大切であり最後は政治によって決まる。まさに政連の役割は非常に大きい、私は会長就任以来協調・協力体制で任にあたってきた。今後とも宜しくお願い申し上げます。



■ 第4号議案につき、山北副会長から予算書に基づき提案説明がなされた。

■ 第5号議案につき、手塚副幹事長から以下説明

これまでの綱領は昭和53年法改正における旧1条の目的規定掲げており、これまで改訂検討中としてきた。

平成14年改正は司法制度を担う一員として位置づけられ社会的機能及び使命が明確に打ち出された。

今大会において改訂いたしたいとして提案。

■ 第6号議案につき、宮前副会長から、宣言案の朗読をもって提案。

#### 各議案につき質疑応答の承認。

□ 審議にあたり、いくつか重要な質疑がありましたので、報告します。

- ・ 法務局から会への、懲戒事由の調査依頼徹底
- ・ 資格証明書の添付廃止
- ・ 抵当権抹消登記での義務者単独申請の導入
- ・ 登録前研修の義務化による簡裁訴訟代理権の付与
- ・ オンライン申請の改善
- ・ 戸籍の保存期間延長
- ・ 政治連盟の広報強化

関連して、政治連盟の会費納入についても活発な質疑あり。



続いて、会長顕彰が行われた。

## 1. 表彰

### 【日司政連顕彰規則第3条第2号による表彰】

→単位司政連会長として通算6年以上職務に従事した者

- 片 柳 洋（かたやなぎ ひろし）（栃木県司法書士政治連盟）  
上 浦 忠 夫（かみうら ただお）（日本司法書士政治連盟香川会）  
長 岡 正 興（ながおか まさおき）（日本司法書士政治連盟山口県会）  
村 西 浩（むらにし ひろし）（日本司法書士政治連盟滋賀会）  
吉 村 信（よしむら しん）（島根県司法書士政治連盟）  
渡 部 秀 一（わたなべ しゅういち）（日本司法書士政治連盟山形会）

## 2. 感謝

### 【日司政連顕彰規則第4条第2号による感謝】

→単位司政連の推薦に基づき特に感謝することが相当である者

- 朝 山 進 一（あさやま しんいち）（日本司法書士政治連盟福岡会 幹事長）  
相 馬 和 男（そうま かずお）（日本司法書士政治連盟山形会 監事）  
村 井 雅 彦（むらい まさひこ）（千葉司法書士政治連盟 幹事長）  
峯 田 文 雄（みねた ふみお）（日本司法書士政治連盟山形会 副幹事長）



宮前副会長の閉会の辞、山口名誉会長の万歳三唱をもって終了した。

### 第38回大会で改訂された綱領

#### 日本司法書士政治連盟綱領

司法書士は、明治5年（1872年）司法職務定制により誕生した。

これは近代法治国家の人的基盤としての職業的法律家の登場であった。

爾来、幾多の制度改革・法改正を経て、司法書士法1条に「**国民の権利の保護に寄与する**」とする目的規定が掲げられた。ここに、司法書士は法律家として社会的使命が明確となった。

予防司法の担い手として、国民の中に確かな信頼と安心を築き上げてきた先人達の労苦を土台に、我々は、今日複雑多様化する法社会の中で、不断の研鑽を重ね、司法書士制度の充実発展を図り、後世に引き継ぐ責務を担っている。

日本司法書士政治連盟は、司法書士法に掲げられた目的、職責を自覚し、期待される司法書士制度改革を実現するため、日本司法書士会連合会と相呼応し、全国単位司政連と連帯して、全力で運動を展開するものである。

閉会后、信濃町の明治記念館の懇親会会場に移動した。

**※第38回定時大会要領（大会資料）は会員部数分各单位司政連宛4月上旬発送済みです。**

■ 第38回定時大会要領 訂正箇所

- |        |              |            |           |
|--------|--------------|------------|-----------|
| 4 ページ  | 下から8行目       | 三原朝彦議員の選挙区 | 福島⑨区→福岡⑨区 |
| 23 ページ | 下から6行目及び11行目 |            | 次ぎの → 次の  |
| 24 ページ | 第14条         |            | 次ぎの → 次の  |
| 45 ページ | 下から11行目      | 平成14年法改    | を削除       |
| 86 ページ | 上から4行目       | 平成14年法改    | を削除       |